

**社会福祉法人 古河市社会福祉協議会役員（理事・監事）
及び評議員並びに各種委員会委員の報酬及び費用弁償に関する規程**

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人古河市社会福祉協議会の役員（理事・監事）・評議員・各種委員会の委員（以下「役員等」という。）に対する報酬並びに費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 役員等には、報酬を支給しない。ただし、常務理事については別に定める。

（費用弁償）

第3条 役員等がその職務を遂行するために社協の会議等（意見交換会を含む）に出席したときは、費用弁償として1日につき2,000円を支払うものとする。

（旅費）

第4条 役員等がその職務を遂行するため旅行をしたときは、古河市職員の旅費に関する条例に準じて支給する。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

（施行期日）

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成25年4月1日から改定施行する。
1. この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。